

がん患者に対する就労支援について学ぶ

埼玉労働局 大宮公共職業安定所

長期療養者就職支援担当 森山 由美子

【本日の内容】

1. がん患者等長期療養者に対する就職支援の概要
2. 支援対象者とは
3. 実施個所
4. 就職支援について
5. がん患者等長期療養者の属性による傾向・特徴等について
6. がん患者等長期療養者の相談内容について
7. 相談事例
8. 終わりに

1. がん患者等長期療養者に対する就職支援事業の概要

- 医療技術の進歩や医療提供体制の整備等により、がん患者の5年生存率がおよそ60%までに向上している状況などの中、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により長期にわたる治療を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望される方に対する就職支援の推進が社会的課題となっています。
- このため、厚生労働省では、ハローワークに専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置。個々の患者様の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介・求人開拓及び定着支援を全国的に実施しています。
- また、がん診療連携拠点病院などでも職業相談・職業紹介に応じられるよう、院内への出張相談も実施。がん相談支援センター等と患者様の治療経過・今後配慮すべき点等の情報を共有しながら、希望・状況に応じた職業紹介を実施しています。

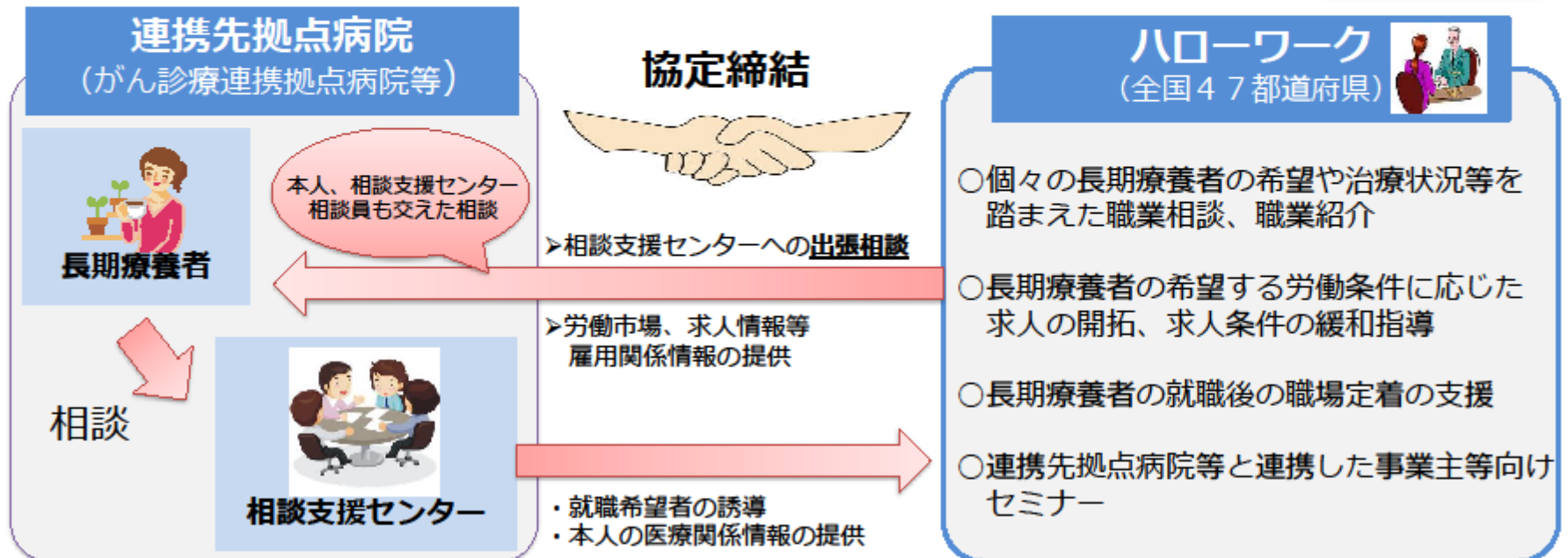
～以上、厚生労働省ホームページより～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065173.html>

長期療養者に対する就職支援事業

- 平成25年度から、ハローワークに専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始。
- 平成28年度からは、3年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、全国に展開。平成29年度からは治療と両立できる求人（両立求人）の確保等を推進。
- 令和2年度は、連携先拠点病院の増などを目的に相談支援体制のさらなる強化を図る。
※就職支援ナビゲーター：94名→**114名**

就職率
(令和元年度)
58.2%



専任の就職支援ナビゲーターが連携体制を構築

- ▶ MSW・医師・看護師と日常的にコミュニケーションをとり、就労支援への理解促進とともに信頼関係を構築
- ▶ 連携先拠点病院側とともに、地域の医療スタッフ・患者等に対する就労支援に係る広報やセミナーを企画、実行
- ▶ 連携先拠点病院が実施する研修会（医師・MSW・看護師等向け）の講師として参加

2. 支援対象者

がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療のために

- ① 離職を余儀なくされて失業されている
- ② 在職しているが離職を余儀なくされている
- ③ 就業経験がないまたは乏しい

等職業生活上の困難を抱えており、就職を希望されている方。

3. 実施個所

- ▶ 全国47都道府県 135公共職業安定所

283連携先拠点病院にて実施（令和5年10月現在）。

- ▶ 埼玉県では、4公共職業安定所 10連携先拠点病院で実施。
- ▶ 原則として実施安定所で実施するが、支援対象者の希望に応じて他の安定所においても速やかに職業相談に応じる。

4. 就職支援について

- ① 支援対象者の把握
- ② プレ相談の実施
- ③ 求職の受理
- ④ 連携先の拠点病院における出張相談
- ⑤ 両立支援求人の確保
- ⑥ 定着支援

4-1 支援対象者の把握

- ▶ 希望者への周知 リーフレット等の利用
- ▶ 安定所内の職業相談窓口、雇用保険給付窓口等からの誘導
- ▶ 連携先拠点病院の協力

※支援希望者の利便性に配慮し、本人が居住地付近の安定所を希望する場合には希望される安定所の個別支援へ誘導する。

4-2. プレ相談の実施

- ▶ リーフレット等を利用した支援内容の説明
- ▶ 「ハローワーク相談希望票」「同意書」の提出依頼
- ▶ 就労可否について「主治医の意見書」の依頼

※支援対象者の状況は異なるため、すぐに就業できない方も
いらっしゃることに留意が必要。

4-3 求職の受理

- ▶ プレ相談の結果、ご本人の状況や希望を把握したうえで求職の受理を行う。

4-4 「早期就職支援対象者」と 「早期就職支援対象者以外の支援対象者」の違い

▶ 【早期就職支援対象者】

- 早期再就職の必要性が高く、早期再就職を希望している。
- 治療と仕事の両立等複数または深刻な問題を抱えている。
- 定期的な支援が必要か、一対一の支援がふさわしいと考えられること。

▶ 【早期就職支援対象者以外の支援対象者】

- 就職（転職）を希望しているが、早期の就職（転職）を希望していない。
- 就職への心理的な不安が強い。
- 職業訓練の受講を希望していること。
- 在職中で就労の継続や退職にかかる助言、支援を希望している。

4-5 連携先の拠点病院における出張相談

【概要】

拠点病院において、定期的かつ必要に応じて随時出張相談を行う。

【留意点】

連携先の拠点病院での出張相談による支援の継続または安定所における支援の移行のどちらを利用するかについてはご本人の希望を踏まえる。

- 出張相談のメリット：拠点病院での通院治療や他のサービスと同時に受けることが可能
- 安定所利用のメリット：雇用保険手続き、職業訓練のあっせん等安定所内の支援サービスを利用可能

4-6 両立求人への確保

▶ 仕事と治療が両立しやすい求人の確保

例) 残業が少ない、通院等が可能な休日・休暇設定がある
(平日休み等)、軽作業など身体への負担が少ない業務内容、
労働条件を柔軟に設定できる(在宅ワーク等)。

▶ 求人条件緩和

本人の希望する条件にある可能性のある求人を選定し、本人の希望、能力、経験等を十分に踏まえた条件緩和を行う。

▶ 求人開拓

4-7 定着支援

- ▶ 就職後、一定期間の経過（2週間後、1か月後、3か月後等）時に電話等により、支援対象者の定着状況の確認を行う。
- ▶ 事業所への確認が困難な場合には、必要に応じて本人に確認を行う等により対応する。

※ 職場定着のためには、事業主や採用担当者のみならず、実際に就業する場所の従業員の理解も不可欠。

また、就職後も安定所において随時相談可能である旨、事前に説明を行う。

5. 大宮所におけるがん患者等長期療養者の属性による傾向・特徴等について（2019年4月1日～2023年3月31日）

【1】性別・年齢による利用状況

性別	年齢	20歳～ 30歳未満	30歳～ 40歳未満	40歳～ 50歳未満	50歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳以上	計	割合
男性		15人	18人	42人	152人	45人	51人	323人	47.4%
女性		11人	41人	93人	169人	30人	14人	358人	52.6%
計		26人	59人	135人	321人	75人	65人	681人	100%
割合		3.8%	8.7%	19.8%	47.1%	11.8%	9.5%	100%	

- 性別は男女ほぼ同数
- 年齢は40歳から65歳未満の中高年が78%を占める

【疾病別にみる利用状況】

- ▶ 利用者330人のうち83%ががんに罹患した患者である

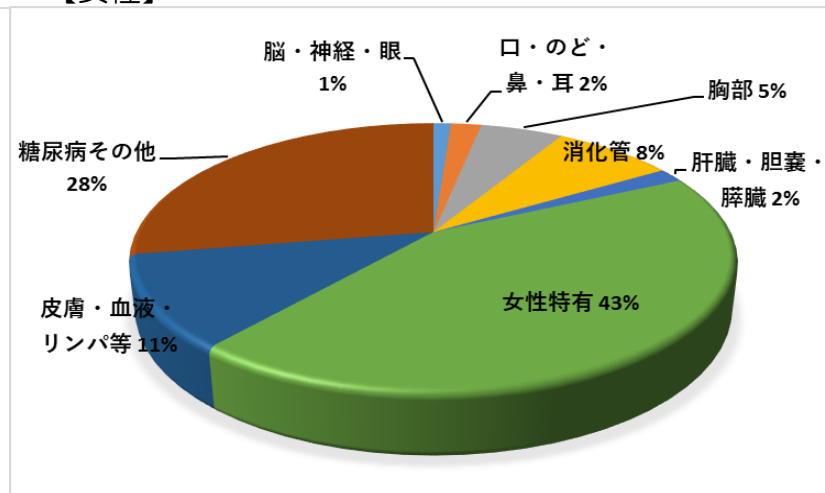
疾病 性別	がんの部位別								糖尿病 その他	計
	脳・神経 眼	口・のど 鼻・耳	胸部	消化管	肝臓・胆の う・膵臓	男性特 有	女性特有	皮膚・血液・ リンパ等		
男（人）	3	23	36	11	16	12	0	48	119	323
女（人）	4	7	19	28	6	0	155	40	99	358
計（人）	7	30	55	39	22	12	155	88	218	681
割合（%）	1.0	4.4	8.1	5.7	3.2	1.8	22.8	12.9	32.0	100

※「その他」の具体的疾病名の例…潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデスなどの難病

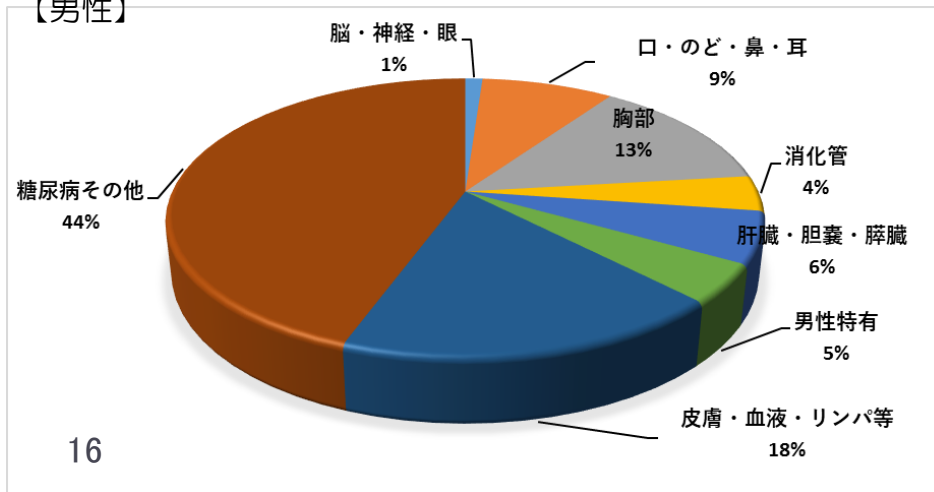
• 疾病別利用状況

男女ともに「糖尿病その他」の項目が多くなっているが、「その他」に該当する「難病」で通院されている方の利用が多くなっている。「女性特有」は「乳がん」を含んだ数値となっている。

【女性】



【男性】



6. 相談の内容とは

- ▶ 両立求人はあるのか？
- ▶ 体力の低下により職種転換をしたいが、就職先はあるのか？
- ▶ 応募・面接の際、病気のことをどのように伝えるべきか？
- ▶ 通院日は確保できるのか？

など

7. 相談事例

【相談事例1】

- 対象者：52歳 女性 急性骨髄性白血病
- 希望職種：事務職（正社員）
- 支援期間：令和5年12月～令和6年3月
- 支援内容：半年の入院期間を終え、自宅療養中。雇用保険受給延長中。求人情報の提供・検討を通じて体調に合わせた働き方について確認。職務経歴書の作成過程で職務の棚卸を実施。応募に際して退職理由の説明方法、疾病についての伝え方を検討。短時間の就労から体を慣らしていくことを希望されることが多いが、ご本人の強い希望と、日常生活に支障がある副作用がないことを踏まえてフルタイムの求人へ応募することとした。マイページを活用した情報共有や紹介状の発行によりフルタイムでの早期就職に結びついた。

【相談事例2】

- 対象者：52歳 女性 卵巣がん
- 希望職種：事務職（正社員）
- 支援期間：平成30年4月～令和2年3月
- 支援内容：派遣社員で様々な職種に従事。術後体力が落ちたため事務系の仕事を希望。実家から独立して生活をしたいため、ある程度の収入が必要。派遣が長かったのは、心理カウンセリングをしていたが、それだけで生計を立てることは難しかった。就きたい仕事は相談業務。相談期間は長くなったが、その間に体力も回復し自分に自信が持てるようになった。知人の伝手でカウンセリングも月に1回程度実施する目途がたったことから職種に対するこだわりがなくなり、生活するための手段と意識改革ができた。結果、化粧品の梱包・出荷および付帯業務に正社員として採用された。

【相談事例3】

- 対象者：57歳 男性 右腎がん、上咽頭がん
- 希望職種：機械設計（正社員）
- 支援期間：平成29年12月～令和2年3月
- 支援内容：傷病手当受給中から支援を開始。眩暈・難聴の症状があり歩行に支障がある。住宅ローンが残っているため、25万円程度の収入が必要。求人情報を提供し、市場理解を進める。障害者手帳を取得後、雇用保険の受給手続き。障害者手帳の取得により検討できる求人の幅を広げることができた。混雑した駅構内の歩行は難しいため、在宅勤務も含めて検討していく。再就職手当での受給可能な期間での再就職を希望のため積極的に応募を開始。提供してきた求人から3社に特に応募を希望された求人があり、事業所へ求職の状況をお伝えしたうえで求人票の提出を依頼。希望の3社のうち1社から、経験を認められ内定を得ることができた。障害者手帳の取得できたことが結果に結びついた。

8. 終わりに

- ▶ 長期療養者と一般の相談者の差は少ない。
 - 体力的な問題や、定期的な通院があり入社後すぐの時期から休暇をとる必要があります。このようなことから、就業にあたって就業条件には厳しい点もあります。しかしながら、治療費が必要なため、働くことを希望している方々は、就労に対する意欲は非常に高い状況です。
 - 事業所の皆様へ 長期療養者を雇い入れることに不安を感じることも多いと思います。彼らは自己の体調管理について真剣に取り組んでいます。通院に必要な休暇は事前に決まっており、仕事の調整はしやすい方々です。
 - 就労支援をされる皆様へ 長期療養者の方への就労支援も一般の方への支援に大きな違いはありません。ご本人の状況を本人と支援者の双方が理解すること重要と考えています。